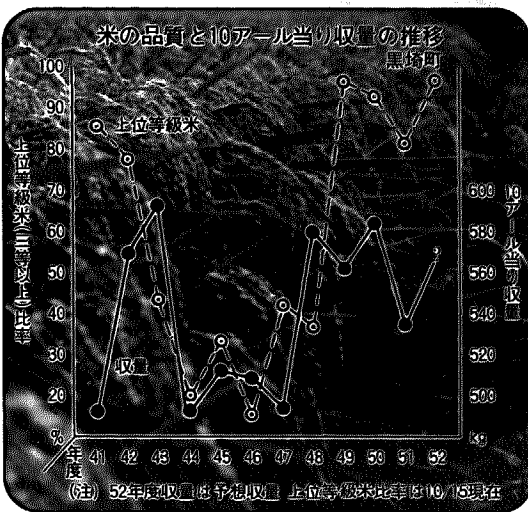


今年の米作

品質は戦後最高



一、気象の経過
 ここ数年來世界的に異常気象現象がみられ、昨年は関東以北の地方で七月八月の異常低温の居すわり、今年は関東・東海地方で八月の長雨が記録的になり
 一方西日本では高温少雨と対照的な気候に見まわりました。

本町の稲作気象は四月中旬の播種期から緑化期にかけて高温が続き早播苗の徒長がみられたが、四月二十八日の強風は瞬間最大風速二六mに達し、育苗ハウスの八〇％が被害を受け、五月中下旬にかけて低温が続き苗の生育が一時的停滞し、移植後活着のおくれが目立った。六月に入ってから旬は高温多照で生育の挽回がみられたが、中旬にかけては低温気味であったが、日照時間が多く稲の草丈が短く多けつ型で最高分け時期に入った。七月下旬は高温多照で幼穂形成期をかなり早く、つゆ明けが七月二十一日で平年より三日おくれたが、つゆ明け後はやや高温多照の気候が八月四日まで続き十五日間

雨がなく、早生の出穂を早め穂揃いも良好であった。
 しかし、八月中旬以降曇りや雨天の日が多く、八月二十二日から二十五日まで四日間のフェーン現象で稲の赤色をみられたが、九月中の天候が順調に経過したため登熟も良く品質収量とも期待できる見込みです。

関と一体となつて対応策を講じた結果、自主流通米出荷目標をほぼ達成できそうである。売渡委託数量全体の約四〇％が見込まれています。○残余の出荷は出る四万七千八〇〇俵時における主要品種ごとく作況は平年に比べ越路早生の場合草丈はやや短く茎数はやや多め、一穂当り着粒数はやや多めで登熟と出穂期が早まった割合、緩慢で収量は平年を上回る五六〇kg程度の見込み。ゴシヒカリは草丈は平年並、茎数一穂当り着粒数はやや多めで八月下旬のフェーン現象で穂の変色がみられたが、九月中の天候が順調に経過したため登熟も良く品質収量とも期待できる見込みです。トドロキワセは草丈平年並、茎数一穂当り着粒数はやや多めでフェーン現象による葉の枯れ上りも停滞し登熟良く品質収量とも他の品種を上回ることが確実です。このように多収型型影の背景は春以来大きな気象変化もなく、また病害虫の発生が近年になく、少なかったこと、一方昨年異常気象下の稲作経験から越系品種栽培に対する技術管理が徹底したことなどがあげられます。

三、米の品質と収量
 別表参照

最低賃金改正

十一月四日から
 県内で働く、すべての労働者に適用される「新潟県最低賃金」が次のとおり改正されました。使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、この最低賃金以上の賃金を支払わなければならないものとします。（最低賃金法第五条第一項）

一、効力の発生日
 以降は、上記の最低賃金以上の賃金を支払わなければならないものとします。

二、本表の除外賃金欄の手当及び次に掲げる賃金については、最低賃金額に算入することはできません。

(一)臨時に支払われる賃金及び一ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
 (二)所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金（休日の割増賃金）
 三、二以上の最低賃金法八条による「最低賃金適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けて労働者を使用してしている使用者は、申請書に記載した最低賃金額が改正されたときは、許可をとりなおすこととなりますので、直ちに所轄監督署に申請書を提出してください。

※その他、最低賃金について不明の点がありましたら、新潟県労働監督署または、基準局にお問い合わせ下さい。

最低賃金の名称	最低賃金額	除外賃金	効力発生日
新潟県最低賃金	1日2,247円 1時間 281円	精管勤手当 通勤手当 家族手当	52. 11. 4

ネズミ退治の方法をお教えします

十一月二十五日～十一月三十日までネズミ一斉駆除運動が実施されます。ネズミによる農作物及び衛生上の被害をふせぎ清潔で快適な生活環境を作るために清潔によりネズミ駆除研修会を開催します。この機会にネズミの習性を知り適切な駆除の方法を知るためにも多くの方々のお出席をお願いいたします。

一、期日 十一月十八日 午後一時三十分～四時まで
 二、場所 黒埼町公民館
 一、講演 ネズミの習性と駆除
 二、意見交換質疑応答



文化祭の記念行事

町内一周マラソン大会

①火をつけたままの給油は絶対に行わない。
 ②給油は、油量表を見ながら行いこぼれないようにする。
 ③こぼれた油は必ずふきとる。
 ④点火は、油漏れがないことを確認してから行う。
 ⑤給油口のフタはキッチンと閉めておく。
 ⑥使用中のストーブを持ち運んだり、ゆすたりしない。
 ⑦耐震自動消火装置を必ずセットして使用する。

菊香文化祭の記念行事として十一月三日、分館（部落）対抗駅伝マラソン大会が公民館・体育協会陸上部の主催で、行われます。コースは図のように、町内一周二十三キロを十区間一チーム十人の選手でタイムを競うものです。一位・二位・三位のチームには賞状と賞品が、また、参加者全員には参加賞が贈られます。午前九時半、中学校を出発しますので、みなさんの声援をお願いします。

秋の全国火災予防運動

11月26日から12月2日まで

あなたの生命と財産を守る

暖房器具の正しい使い方 八か条

今年も、十一月二十一日から十二月二日までの一週間「秋の全国火災予防運動」が行われます。寒い季節、一般家庭では石油ストーブ、こたつなどの暖房器具が使用されます。その際、安全に暖房器具を使用するために、暖房器具が原因で火災が増しています。昭和五十年の暖房器具による火災では、ストーブによるものが最も多く、二千四九七件で、こたつによるものが七六一件となっています。

①出入口、通路、階段下など通行の邪魔になる場所では使用しない。
 ②カーテン、障子、ふすまなど燃えやすいものの近くや、燃えやすいものが落下するおそれのある場所では使用しない。
 ③幼児のいる家庭では、ストーブの周囲にこいをするなど暖房器具に直接手が触れないようにする。
 ④故障したり破損した器具は使用しない。
 ⑤可燃性のガスや蒸気が発生したり、たまるような場所では使用しない。
 ⑥器具の周囲をいつもきちんと整理し、燃えやすいものは近くに置かない。
 ⑦器具の点検整備をまめにす

石油ストーブに関する七つのポイント

